

細 則

特殊技能の技術料の支給について

本会会則第 42 条(特殊技能の技術料)の規定に基づき、次のとおり細則を定め特殊技能の技術料を四役会議の議を経て支給することができる。

1 目 的

会務を統括、広報誌の編集及びホームページ構築・維持等の業務の遂行には、それぞれが所有のノウハウに加え、継続的な考究による特殊技能の向上が不可欠あることからその後押しをするとともに、新たに当該業務に携わる担当者を得て本会会員とのコミュニケーションをより一層の活性化を図る。

2 支給対象業務内容

(1) 会務全般を統括業務	年額 25,000 円
(2) 広報誌「ふれあい通信」編集・作成業務	月額 2,000 円
(3) 「本会ホームページ」構築・維持管理及び ICT 活用業務	月額 2,000 円

4 適用開始月 平成 30 年 1 月からとする。

付則

平成 28 年 6 月 19 日の役員会の議決により制定、施行

平成 29 年 1 月 15 日 会則の細目として制定(会則改定に伴う制定)

平成 30 年 1 月 14 日 対象業務追加(会務統括業務の追加の伴う改正)